

令和元年台風第 19 号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（中間とりまとめ）
より関連部分を抜粋（17 ページ）

3-1-3 高齢者等避難開始の制度的な位置付けの明確化

<課題・背景>

○高齢者等が逃げ遅れにより被災する事例が頻発していることから、市町村長が警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、早めの避難を促しているところである。

○しかし、法第 56 条第 2 項では、要配慮者が避難勧告・指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない旨が規定されているだけであり、市町村長が、高齢者等に対して早期の避難を呼びかけることができる明確な規定がない。

<対応の方向性>

○国は、市町村長が、高齢者等に対し早期の避難を促すことの制度的な位置付けを明確化する必要がある。

○合わせて、警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始のタイミングで早期の避難が必要な高齢者等は避難するべきであること等を、引き続き普及啓発する必要がある。

（参考 1：現行の避難情報の枠組み）

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (出来る範囲で発表)
警戒 レベル4	危険な場所から 全員避難	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※
警戒 レベル3	危険な場所から 高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始

※必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等において、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令

（参考 2：災害対策基本法 第 56 条第 2 項）

法第 56 条第 2 項 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、**要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。**